

(案)

資料 2 - 2

令和 6 年 3 月 19 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県環境審議会
会長 鈴木 正規

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の見直しについて（答申）

令和 5 年 12 月 26 日に諮問を受けた「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の改正について、別紙のとおり答申します。

神奈川県環境審議会（以下「当審議会」という。）では、神奈川県知事から令和5年12月26日付けで神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）の見直しについて諮問されたことを受けて、審議してまいりました。

今般、県から当審議会に対して提出された本条例の見直しについて、当審議会は全体としては妥当なものとして評価しますが、見直しに際して特に重要と考える事項等について、次のとおり意見を述べます。

1 条例の見直し内容について

（化学物質管理目標報告制度）

化学物質に係る事業者の自主管理の推進等により、条例による効果が概ね浸透したと考えられることから、排出量が著しく増加することを確認した際には必要に応じ削減を促すこととし、報告内容を化学物質の取扱量、用途のみと変更することは、妥当なものとして評価します。

（化学物質自主管理状況報告制度）

化学物質に係る事業者の自主管理の推進や、県による事業者指導に寄与する制度であるが、化学物質の使用等がない指定事業所に対しては、初回の報告以後、報告義務を課さないこととするのは、妥当なものとして評価します。

（自然災害増加への対応）

近年の自然災害の頻発化や激甚化に加え、大規模な地震やそれに伴う津波の被害を踏まえると、災害発生時の環境汚染を未然に防止するため、化学物質の環境中への漏出防止対策を明記した管理計画（書）の作成、提出を義務付けることは、妥当なものとして評価します。

2 改正及び施行について

改正にあたっては、制度設計及び運用について丁寧に検討するよう求めます。また、施行にあたっては、事前に事業者及び関係市町村へ十分な周知を行い、新たに設ける制度については特にその趣旨、運用面について丁寧に説明し、十分に浸透するよう取り組むことを求めます。